慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	通史の成立まで
Sub Title	
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1968
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.7 (1968.) ,p.291- 322
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000007-0291

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

通史の成立まで

尾崎　康

一

「史記」はもとより通史である。その本紀は、五帝に筆を起して司馬遷の生きた現代まで、時代的、時間的に連続して敍述され、しかも表、書、世家、列伝を通じて、政治、社会、文化の諸事象の連関が考慮されている。司馬遷がみずから『天人の際を究め、古今の変を通じ、一家の言を成さんと欲す』（漢書巻六二司馬遷伝・報任安書）として意図したことは、ほぼ具現されたと認められよう。

しかしながら、唐の劉知幾は、

尋史記疆宇遼闊、年月遐長、而分以紀伝、散以書表。毎論家国一政、而胡越相懸、敍君臣一時、而参商是隔。此其為体之失者也。（史通巻一・六家第二）

とこれを非難する。歴史は家国の一政を論じ、君臣の一時を敍するものであって、広範な時代、地域、事象を一括して取扱うべきではなく、「史記」はこれをおかして扱うべき範囲を越えたために、異質のものを混同し、同時のもの、関連するものを分離し、隔絶するなど、対象、内容に不均衡、不統一を招き、歴史の体をなしていないというのである。

それは、「漢書」が「史記」のあとを受けて前漢一代のみを記録してから、この断代紀伝体が正史と目されたからである。班固は時の王室を百王の末に列することを排したのであるともいわれ、以来、目録学の発達とそれにともなう史部の独立とともに、歴史は王朝史であるとの考えが支配的になり、ここに通史が否定された。そして、鄭樵や馬端臨ら宋代の通史論者によって、会通因仍の道は絶えたと非難されるのである。一方、「春秋」の体を襲って編年体史の編纂もあいついだが、「両漢紀」をはじめとして多くは断代史である。その間に、「帝王世紀」などの通史もいくつかあらわれ、その便利さを買われたようであるが、また梁の武帝が大規模に「通史」の編纂を企てたが、いずれも歴史としてさしたる評価を得られず、すくなくとも通史の意義を認識されるにいたらず、亡佚した。

魏晋南北朝時代は甚しい分裂、交替の時代であっただけに、つづいて隋唐はこれを統一して大帝国を築いただけに、通史の出現が想像されるが、「史通」の史記家観にうかがわれるように、実際にはその思想も運動もほとんどみられない。ようやく宋代に入って、十一世紀末に「資治通鑑」が成立し、南宋にくだって鄭樵（通志総序）、馬端臨（文献通考総序）が会通史を主張するにいたるのである。

その会通の義については、しばしば引かれるのであるが、やはり「通志」総序の冒頭の一節にもっとも明瞭に示されている。

百川異趣、必会于海、然後九州無浸淫之患。万国殊途、必通諸夏、然後八荒無壅滞之憂。会通之義大矣哉。自書契以来、立言者雖多、惟仲尼以天縦之聖、故総詩書礼楽而会于一手、然後能同天下之文、貫二帝三王而通為一家、然後極古今之変。

と。そして、「春秋」と「史記」とが、古今を貫通し、万事を統理して、よく相因の義、会通の義を備えたものとして、その通史としての価値がようやく認められたのである。

このように通史の意味が再認識されるまでに、実に十数世紀の年月を要した。この間の通史の展開の迹を、ひろく類書、史鈔、運歴等の通史的性格をもつ諸書をも眺め、目録その他を検討することによって考えてみたいと思う。

二

漢唐の亡佚書のなかで、「帝王世紀」ほどもっとも諸書に引用され、かつ佚文の集輯に努力が傾けられたものはないであろう。

「帝王世紀」を撰した皇甫謐は、晋の太康三年（二八二）に六十四才で歿しているが、その著作がおそらく当時から博く読まれ、利用されたらしいことは、現存する南北朝以来の諸注釈書、類書等にしきりに引用されているのをみれば、容易に想像されるところである。すなわち、宋の裴駰の「史記集解」（五帝本紀、呉起列伝等）、梁の劉昭の「続漢志注」（郡国志）、劉孝標の「世説新語注」（言語篇等）、北魏の酈道元の「水経注」、隋の蕭吉の「五行大義」、虞世南の「北堂書鈔」、「琱玉集」等があり、唐代には「五経正義」、「羣書治要注」、「史記索隠」、「史記正義」、「後漢書注」、「文選注」、「止観輔行伝宏決」等に引用され、とくに「初学記」、「藝文類聚」は量がきわめて多い。さらに大量の

「太平御覧」は、すでに北斉の「修文殿御覧」に引かれたものを利用したと思われ、そのままの引用ではないが、虞世南が唐初に著した「帝王略論」の略も、「帝王世紀」に拠るところが非常に大きいと認められるのである。

この「帝王世紀」の輯佚書は、「重較説郛」(局第五九)にはじまり、清の王謨(四一巻・漢唐地理書鈔)、顧観光(指海第六集)、宋翔鳳(一〇巻・訓纂堂叢書)、銭保塘(同補遺、続考、考異)等によって行なわれた。さらに張樹、王仁俊の輯本が上海図書館に蔵せられ、臧庸のものが清代毘陵書目に著録されるという(徐宗元・帝王世紀輯存自序)。これらを集成し、補正したものが徐宗元氏の「帝王世紀輯存」(一九六四年・中華書局)で、自皇古至五帝、夏、殷商、周、列国、秦、漢、魏、星野及歴代墾田戸口数、余存の十巻に分たれ、本文がA5版一二四頁にのぼる。これは漢籍にみえるものをほぼ網羅したと思われ、佚存書も「五行大義」、「琱玉集」、「羣書治要」など、「佚存叢書」(徐氏は知不足斎叢書による)、「古逸叢書」、「四部叢刊」に収められたものは採り、国書では「箋注倭名類聚抄」を利用しいるが、なお佚存書、日本人の漢籍注釈書や漢籍古写本の書入れの一部などに、かなりの佚文が見出される。輯佚書としては、異例の分量を擁するものといえよう。

「帝王世紀」は、「隋書」経籍志の史部雑史に

帝王世紀十巻皇甫謐撰　起三皇尽漢魏

と著録される。「旧唐書」経籍志、「新唐書」藝文志は「帝王代記」と世字を避けるが、「晋書」皇甫謐伝(巻五一)、「宋書」藝文志等には「帝王世紀」とあり、また「史記正義」、「後漢書注」、「史通」等は「帝王紀」といい、「琱玉集」は「帝王世家」と、「北堂書鈔」の一部(巻一五八)に「帝王世説」と、「太平御覧」の一部(巻七八等)に「皇王世紀」と、「五行大義」、「北堂書鈔」等は単に「世紀」と称している。巻数については多く十巻と伝えられ、「宋史」

藝文志にのみ九巻とみえるのは、唐宋の際に欠本となったからであろう。そして、宋の南渡のころに亡佚したものかと思われる。

成立は、「玉海」巻四十七の引く「中興館閣書目」に、

晋正始初、安定皇甫謐撰、以漢紀残欠、始博案経伝、旁観百家、著帝王世紀、并年歴合十二篇、起太昊迄漢献帝。

とあるものの、正始（二四〇―二四八）は魏の斉王芳の年号で、その初年に皇甫謐二十六才であり、佚文にそれより後の高貴卿公、陳留王、常道卿公の記事もあるから（太平御覧九四皇王部、北堂書鈔四八・初学記九帝王部）、晋初の泰始（二六五―二七四）の誤りであろうか。

皇甫謐が「年歴」を著したことは、「晋書」本伝、両唐志等にみえ、両唐志はこれを六巻とし、また「帝王代紀」十巻のほかに、「帝王代紀」十六巻とも著録している。そして、佚文がに明らかなように、「帝王世紀」が漢の献帝に迄るというのも誤りで、隋志のいう漢魏に尽きるのが実際であろう。

その佚文を「帝王世紀輯存」についてみると、三皇五帝夏殷周の記事が過半を占める。これは「太平御覧」皇王部（巻七八―九三）にこの「帝王世紀」がもっとも多く採用されているからで、とくに三皇については、ほとんどその冒頭に掲げられて記事の中心をなし、五帝以後は「史記」に次ずるが、量的にはこれを凌ぐ場合が多い。秦漢魏にいたると、さすがに散見の程度に減少するが、それでも魏の陳留王までかなり纒まった記事が収められている。「藝文類聚」、「初学記」も帝王部の記事の中心はやはり「帝王世紀」で、とくに「初学記」（巻九）の太昊庖犧氏から魏氏までは、完全にこの書に拠っているといってよい。冒頭にも述べたように、六朝から唐にかけて、この書が広く用いられ

かつ相当に重宝されたことが窺われよう。「晋書」本伝に、皇甫謐撰の「帝王世紀」、「年歴」、「高士伝」、「逸士伝」、「烈女伝」、「玄晏春秋」がともに世に重んぜられたとあるとおりである。

さて、その記事の内容は、佚文が主として類書の帝王部から採集されただけに、書名のように歴代帝王の事蹟が述べられている。紀年の明らかなものもあって、それが本紀の体をなしていることを示す。すなわち帝王の年代記であって、太古から魏にいたる通史なのである。隋志以下、多くは雑史類に列しているが、宋志が編年類に入れていることは、必ずしも妥当ではないにしても、その体に近いことをものがたり、徐宗元がその輯存の自序にいうように分類して篇を為しているとは、認めがたい。当時、編年史としては「両漢紀」が読まれていたであろうが、これに帝紀としての要素を更に強調したものとみてよかろう。

いずれにしても、「帝王世紀」の最大の特徴は、三皇五帝以来の通史であることである。史記はもとより通史であったが、一には「史記」の除外した三皇を補い、また、「漢書」、「後漢書」、「三国志」の時代を経て、近三百余年をも包括した全史を総覧しうる必要性が生じていたものであろう。

しかもその内容は、史鈔としての性格の濃いものであるが、「太平御覧」皇王部の主要記事となったように、かなり豊富なうえに、整理し、要約されていることである。それは、個々の帝王の略伝についてもそうであり、またたとえば各王朝の末尾にかならず

自黄初元年至禅晋之歳、凡五帝四十五年、文帝一、明帝二、廃帝斉王三、廃帝高貴郷公四、元帝五。

のように纒めて、読者の便宜を考慮していることが認められる。十巻というのも、それにふさわしい巻数であろう。

三

当時はようやく史学が独立する風潮にあって、修史が頻繁に行なわれた。その中心はいうまでもなく「史記」以来の紀伝体史であって、正史の位置を確保しつつあり、一方、「春秋」以後やや閑却気味であった編年体の特質が、再認識されて、編年の良史も相次いで生まれていた。そしてそのいずれもが、断代を正統な形体としたのである。

これにたいし雑史は、隋志によれば、たとえば後漢の趙曄の「呉越春秋」のごとき、その属辞比事は「春秋」、「史記」、「漢書」に似ず、率爾の作であって、史書としての体をなしていないものである。また、後漢末来の争乱で史官の記録が不備となるのをおそれた博達の士が、いろいろな立場、目的で見聞を書きとめたもの、あるいは旧史を別の目的で編集しなおして一書にしたてたものなどで、人皇以来の通史、近代のみの断代史と形式も雑多であり、記事にも委巷の説を含み、迂怪妄誕、真偽のほどの測りがたいものがあるという。ただ、その多くは帝王に関する記事を中心にして一般にも及んでおり、かなり広汎にわたって採録し、しかも要点を衝いたものも少くないとして、この分類を設けている。

「帝王世紀」は、記事の内容が迂誕であったとは思えないが、紀伝体でなくて編年ともつかず、その高い利用価値からみて、まさにこの雑史の典型とみられる。体裁は、三皇に遡っての通史であるだけに、旧史を鈔撮したものであることも事実であろう。しかし、各史各代の要所を採り、それらを巧みに調整して、利用に便ならしめたことは、よく時代の要求に応えたものといえる。

史鈔類という類目が設けられたのは「宋史」藝文志からで、著録書も『馬史精略二十巻、趙世逢両漢類要二十巻、

周護三史菁英三十巻、…』とあるように各史の鈔撮であり、高似孫の「史略」は、「史記鈔」、「漢書鈔」のごとく、鈔のつくもののみを史鈔としている。「帝王世紀」はこれらとはやや異なり、宋志においても編年類に属して史鈔に含まれないのであるが、「帝王世紀」はすぐれた史鈔としての性格の故に、南北朝隋唐において重んじられたのである。当時、三史のごときは士人の必読すべきものであったが、類書が出現し、盛行したのとおなじ理由で、史鈔の需要も増加して行ったものであろう。史部が独立し、修史が頻繁に行なわれた気運が、またそれを助長したにちがいない。

それは、まず「史記」を要略するという形で現れた。後漢初の建武の中ごろの桂陽太守衛颯（後漢書巻七六循吏伝）の「史要」十巻（両唐志は史記要伝）は、「史記」を要約し、類を以て分ったものであるという（隋志）。続いて「史記」の時代を越えて、衛颯にやや遅れると思われる会稽の周長生が、黄帝から前漢朝にいたる通史十篇を著わして「洞歴」といったことが「論衡」にみえ、王充は周長生の才能とこの書とを高く評価している（超奇篇、案書篇）。この「洞歴」も十篇であるが、記事はかなり詳細をきわめたもののごとく、「史記」の表、紀と似た形式であるというから編年体に近く、おそらくは「帝王世紀」に類するものであろう。

後漢朝が亡びるとすぐに、三史を纒めた「三史略」が著わされた。隋志に「三史略二十九巻」と、両唐志に「三史要略三十巻」とあるが、呉の太子太傅張温（三国志巻五七呉志巻一二）の撰で、孫権が帝を称する以前に成立したものと思われる。「史記」、「漢書」、「東観漢紀」をそれぞれ十巻づつに要略し、紀伝体を踏襲したものか、本伝その他に記載がなくて詳かでない。

それをさらに簡略にしたと思われるのが、韋昭の「洞紀」四巻（隋志・新唐志）である。隋志に『記庖犧巳来至漢建

安二十七年』と注されるのは、孫権が黄武元年九月に年号を立てるまでを漢の建安とし、その継承を意味づけようとしたものであろう。さらに、「三国志」呉志巻二十の本伝（韋曜伝）に、

（孫皓）収曜付獄、是歳鳳皇二年也。……　上聞、囚昔見世間、有古歴注、其所紀載、既多虚無、在書籍者、亦復錯謬。囚尋按伝記、考合異同、采摭耳目、所及以作洞紀。起自庖犧至於秦漢、凡為三巻。当起黄武以来、別作一巻、事尚未成。……

とあって、巻数の問題はあるものの、秦漢までは韋昭の誅せられた鳳皇二年（二七三）の直前に成立したこととともに、後漢の建安から呉の黄武およびそれ以後への通史を企画したことが知れるのである。三国が分立すれば、当然のこととして正統論が生ずるが、呉にしてもその主張はなされるべきであったのであろう。しかし、著者の上奏に旧書の誤謬を訂したというものでも、わずかな巻数であり（旧唐志は九巻につくる）、「史通」にみえるように（表歴第七）、編年雑記ないしは年表程度の規模、形式であったと思われる。なお、南斉の臧栄緒に「続洞紀」一巻のあったことが隋志にみえるが、これが韋昭の未完成におわった黄武以後を収めたものであろう。臧栄緒は、名著と称される「晋書」百十巻の撰者であるから、この二代の要約も的確であったかと思われるが、この「続洞紀」になにを意図したのかは、原書の伝わらない現在、一切が不明である。

これらの諸史の基礎の上に、「帝王世紀」は編纂されたものと思われる。基本的には、「史記」、「漢書」、「東観漢紀」の三史の略に、魏ないしは三国を加えたものである。隋志に雑史に編入されているから、紀伝体ではなかったが、それは時代が長期にわたって適当でないためで、「洞紀」などを参考とし、巻数、形式ともにふさわしいものを選んだのであろう。来奥の「帝王本紀」十巻（隋志、両唐志）、何茂林の「続帝王世紀」十巻（隋志、両唐志）、それに包

犧より起って晋に至るという吉文甫の「十五代略」は、隋志にみえる一巻でなくて両唐志のいう十巻かと思われるが、いずれもさらに次の時代をも収めるために編纂されたものの、形式はほぼ同様であったに違いない。

しかし、これらはすべて唐宋の間に亡佚した。手頃な通史として利用されたが、後世に残るものではなかったのである。「帝王世紀」も大いに利用価値があって、利用された部分は利用した書とともに残ったが、それ自体は残らなかった。それは、雑史ないしは史鈔以上のものでなかったから、ということに尽きるであろう。

四

三国の鼎立は、正統の問題を生む。陳寿の「三国志」をはじめ、おそらくは「帝王世紀」も含めて、多くは後漢の禅譲をえた魏を正統と認めたが、呉、蜀にとっても、みずからを主張せねばならぬのが当然であろう。それが通史の形をとって表現されるのも、ありうることである。

呉の韋昭の「洞紀」四巻が、庖犧から筆を起し、後漢が魏に譲った建安二十五年を越えて、孫権が黄武の年号をたてた二十七年までこれを続けたのは、その建元が火徳から土徳へ連なることを示したとおり、漢から呉への継承を正統づけようとしたものであろう。そして、黄武以後についても一巻を著わそうとしたが、罪に坐して成らなかった。

臧栄緒の「続洞紀」一巻は、「洞紀」といい、続という以上は、韋昭の「洞紀」を継ぐ通史で、呉から晋以降にいたるものと思われる。しかし、韋昭は呉郡雲陽の人で、後漢から呉に仕えたものの、南斉の臧栄緒が東莞莒（山東青州）の人にして、呉の正統観をどれだけ認識していたものであろうか。

正統論については、その祖と称される東晋の習鑿歯の「漢晋春秋」五十四巻（両唐志・本伝、隋志は漢晋陽秋四七巻）

がある。これも佚書であるが、後漢の光武帝から西晋の愍帝までの、つまり後漢、三国、西晋の三代の通史であって、当時、かれを重用した桓温が東晋の簒奪を企てていたのを戒めるために書かれたと伝えられる。「晋書」巻八十二習鑿歯伝によれば、三国においては、蜀が宗室であるからこれを正統とし、魏の武帝は漢の禅を受けてもなお簒逆であって、文帝（司馬昭）が蜀を平げたときに、はじめて漢が亡んで晋が興ったものと考え、世祖（武帝）の諱の炎は漢の禅受を得ることを天心が明らかに示していたものであるという。そして、その正統論は、『皇晋宜越魏継漢 不応以魏後為三恪』として、臨終の際の上疏にみえるが、「世説新語」の注（文学篇第四）が、「鑿歯集」を引いてつぎのように要約している。

静漢末累世之交争、廓九域之蒙晦、大定千載之盛功者、皆司馬氏也。若以魏有代王之徳、則不足、有静乱之功、則孫劉鼎立共王。秦政猶不見敘於帝王、況蹔制数州之衆哉。且漢有係周之業、則晋無所承魏之迹矣。春秋之時、呉楚称王、若推有徳、彼必自係於周、不推呉楚者也。況長轡廟堂、呉蜀両定、天下之功也。

すなわち、漢が統制を失ったあと、三国が鼎跱したが、実は戦乱の時代であって、曹魏は、いまだかつて一日たりとも天下の主となりえず、王道の足らざるものである。これにたいし、晋は宣帝（司馬懿）以来、魏の配下に雌伏しつつも、実力は魏氏を制し、功業著しいものがあり、武帝にいたって、ついに呉を併せて宇宙を混一し、四海を久清したことは、二漢に軌を同じうし、その勲功はもって王たるに足るものである。したがって、晋は直接に漢を継ぐもので、周が虞夏殷の三朝を敬したようには、両漢に魏を含めて三恪とすべきではないと主張し、まして桓温が、衰えたりとはいえその晋を奪おうとするのを非なりと暗示したのであろう。

「漢晋春秋」の輯本は、清の湯球が三巻に纒めたが、この佚文をもってしては習鑿歯の撰述の目的を読みとること

ができない。しかし、この書がまず後漢の再興を述べ、これに三国、西晋と続けて司馬氏の功績を説き、三代の通史をもって独特の正統論を展開したことが推察されるのである。

東晋から南朝への継承は、北方の夷狄王朝にたいして、漢人国家として当然の主張であろう。次節に述べる梁の武帝の「通史」は、三皇から南斉までの紀伝体史であるが、魏晋南朝を正統とし、呉、蜀は世家に入れ、おそらく五胡の諸国とともに、北魏は夷狄伝に列したといわれる。

一方、北朝においてもそれなりの主張があろう。いま、それを明瞭にものがたる通史の残存をみないが、「太平御覧」皇王部が魏、両晋の後に北朝を続け、蜀、呉とともに、五胡の十五国と南朝を偏覇部に収めているのは、北魏の「科録」、北斉の「修文殿御覧」という史籍としての要素も濃いといわれる類書の分類を、そのまま踏襲したからではないかと想像されるのである。さらに、「修文殿御覧」の後の時代について、西魏、北周を採って、その北斉を偏覇部に退けているのは、隋唐以後の正統観なのであろう。

五

このような史鈔風の通史は、南朝以後も、王朝の交替がはげしいだけに、引続いて存在したものかと思われる。陶弘景の「帝王年暦」五巻という年表風のものから、おそらくは「帝王世紀」に似た劉緡の「先聖本紀」十巻、庾和之の「歴代記」三十二巻（両唐志は三〇巻）、姚恭の「年暦帝紀」三十巻の類である。これは北朝においても同様で、清の張鵬一の「隋書経籍志補」の指摘によれば、後魏では劉昞の「三史略記」百三十篇八十四巻、元延明の「帝王世紀注」、任城王順の「帝録」二十巻、また燕国平恆の「帝王略注」百篇などがあった。

ところが梁の武帝の晩年に、武帝みずから中心となって「通史」の編纂が行なわれるに及び、あらたな傾向を生ずるに至るのである。

「通史」は、隋志に四百八十巻、「梁書」・「南史」の本紀に六百巻、両唐志・「通志」藝文略に六百二巻、「史通」（巻一・六家第一）に六百二十巻と録される。隋志によれば、三皇に起って梁に訖るが、編纂に参加した呉均の伝（梁書巻四九文学上・南史巻七二文学上）や「史通」、「通志」総序では斉までとされている。呉均は事業なかばにして普通元年（五二〇）に死去し、中大通二年（五三〇）になお完成していなかったようであるが（梁書巻三五蕭子恪伝附子顕伝）、本紀と世家はすでに呉均が執筆済であったというから、六百巻前後、南斉までというのが妥当かと思われる。紀伝体の通史であって、秦以前は「史記」にもとづき、世家があって呉蜀はこれに含み、五胡北魏は夷狄伝に列し、およそ史記の体を襲っているが、ただ表だけがなかった（史通）。ただその記事の内容は、他説を採り、もって異聞を広めたといっても、秦以前は「史記」の域を出るものでなく、両漢にしても当時の記録をすべて録したといい、晋の劉隗の伝には、何法盛の「晋中興書」そのままに、その獄事を議することを称えて刑法志に詳述するとしておきながら、刑法志にはその説明がないという（史通巻五因習第一八）。したがって、歴代の各史をそのままに抄録していて、それらを調整して上下を通達せしめ、せいぜい調子を整えたのが長所というにすぎまい。すなわち、「通史」は、基本的には「史記」の模倣である。形式、内容ともに「史記」にもとづき、以後の断代の各史を随所に編入せしめたものだからである。「史通」はこれを史記家に入れたが、そこには、ともに通史紀伝体であるという以上のものが認められないと思われる。

しかし、武帝の意図したところは、かならずしもそのようなものではなかった。史書の勅撰を命じたのはこの書を

おいてなく、完成に十年余の歳月をかけて、六百巻にものぼる厖大な通史とし、しかもみずから賛序を製り（武帝紀）、蕭子顕には『此の書もし成らば衆史廃すべけん』と語ったという（蕭子顕伝）。まことに「史記」の復活を目したとみるべきかも知れない。ただこの時代の修史には、形式に重きをおきすぎて、良史の制作を妨る条件が多すぎたのであろう。呉均のあとをうけて列伝を執筆したものがだれか知れないが、この書の性格上、「史記」以後の部分においては、とくに列伝の比重が高いはずであって、その内容の良否がこの書の価値を決定したかと思われる。しかし、三皇以来の通史において、魏晋南朝を本紀に立てて、呉、蜀を世家とし、五胡のみならず、対等の外交関係を結んでいた北魏をも夷狄伝に収めたところに、この書の目的がうかがわれるのである。重沢俊郎氏が、この書について、武帝自身の生存する現代が、上古以来のいかなる歴史的積層の上に成立するかを明らかにしようとする目的をもつものであるとし、武帝の現代にたいする歴史的認識を評価されたのも、その意味において首肯されるところである。[2]

隋志がこの「通史」を正史類に入れているのは、史記以来の通史の出現でありながら、紀伝体であるからにほかならない。両唐志もむろん同様であるが、両志においては、正史類のなかで、とくに通史のみを一括して、都史（旧唐志）、集史（新唐志）という扱いをし、「通史」をその筆頭においていることに着目する必要がある。「通史」の出現は、史鈔風の便利さを旨とする通史しかなかった当時において、大きな事件であった。その影響を受けて、南北朝を統一したとはいえ短命の隋ではともかくも、唐朝が安定期を迎えると、これに類する通史の編纂がいささか促されるに至る。そして、それが都史（三家）、集史（五家）という類目をつくりあげることになるのであるが、これらについては後節に述べることにする。

六

「史通」がやはり史記家の例として挙げているものに、北魏宗室の元暉等撰の「科録」二百七十巻がある。この書は、隋志子部雑家には「皇覧」以下の類書とともに七十巻と、両唐志には史部雑伝類に「秘録」二百七十巻と著録されているが、「史通」と北史元暉伝(3)(巻一五魏諸宗室常山王遵伝附)に、「科録」二百七十巻とみえるのが正しいのであろう。暉は常山王遵の曽孫で(4)、すこぶる文史を渉し、崔鴻等を集めてこの書を撰し、神亀元年(五一八)に歿した(魏書本伝)。「科録」の記事の断限を、「史通」と「魏書」は上古から宋までとし、「北史」は晋までとしている。そしてその内容、形式について、「史通」は

其編次多依倣通史、而取其行事尤相似者、共為一家、故以科録為号。

といい、「北史」、「魏書」は、

撰録百家要事、以類相従、名為科録。

という。要するに歴史を各科に分類したもの、類聚であり、後の「冊府元亀」のごときものかといわれる。したがって類書の一種であるが、劉知幾が、その分類が紀伝体の「通史」に似て、史書として史記家に編入するのがふさわしいとみたように、通史的な要素のきわめて濃厚なものと想像される。

このような類聚体の史書というのもこの時代の一傾向であって、前述の後漢の衛颯の「史要」(史記要伝)十巻も、類を以て相従えたものであったし(隋志)、王劭の「隋書」八十巻(隋書巻六九王劭伝・史通巻二一 外篇 古今正史・旧唐志、隋志は六〇巻、新唐志は八八巻、いずれも雑史)も『以類相従、為其題目』(王劭伝・史通、史通は「題目」を「篇目」に

作る）というものであった。一方、魏の「皇覧」にしても、南斉の「史林」三十篇にしても（南史巻四斉本紀高帝建元四年）、「科録」以前の類書は史実を主としたものであったといわれる。盛唐期においてはまだ類書という分類が確立していなかったとはいえ、この史実の類書たる「科録」は、劉知幾の眼には、紀、書（志）、（表）、世家、列伝を備える「史記」、「通史」と同類の紀伝体の通史と映ったのであるが、梁の「通史」の成立以前に、通史が類聚体をとりながら発展したという一面が、そこに窺われるのである。

「科録」の成立年代は不明確であるが、神亀元年（五一八）の元暉の死去の以前であることには違いない。「通史」の成立も明らかではないが、呉均が本紀、世家を書きあげて普通元年（五二〇）に歿したから、北魏において「科録」二百七十巻が完成したころ、南朝において「通史」の編纂が着手されたのであろう。両者の間に直接の交渉はあるまいが、以上のような史書体の類書の発達の上に「通史」が成ったということも、一考すべき問題であろうと思われる。

次に、「科録」以後の類書の帝王部の通史的な要素をみておきたい。

梁の武帝は、劉孝標の「類苑」百二十巻にあきたらず、天監十五年（五一六）、何思澄ら五人に「華林遍略」六百二十巻の編纂を命じ、八年にして完成した。この書は東魏でももてはやされ（北斉書巻三九祖珽伝）、平安朝にも舶載されたが（日本国見在書目）、佚文さえまったく見る機会を得ず、その内容、構成を知るよしもない。しかし、その編纂が「通史」とほとんど平行して行なわれただけに、「科録」のような史書風な性格の強いものではなかろう。わたくしは、この「華林遍略」が北斉の「修文殿御覧」に大きな影響をあたえ、それが「太平御覧」にまで及んだと考えている。すなわち、「太平御覧」からこれら二書を類推して、さほど誤りはあるまいと思うのである。

「修文殿御覧」三百六十巻は、北斉の武平四年（五七三）の成立にかかる。宋の太平興国八年（九八三）の「太平御覧」一千巻とは、時代も巻数も大きく隔たるが、その篇目、記事とも大差なく、「修文殿御覧」はほとんどそのまま「太平御覧」の中に吸収されたと考えられる。さて、「修文殿御覧」には皇王部があって、「魏書」の帝紀などの欠けたところを「北史」、「高氏小史」とともに補ったことが、「魏書」のいわゆる篇末疏記に明らかであるが、その皇王部には、「帝王世紀」以来の通史の史鈔的な要素が残存している。その内容を、上古から少くとも北魏までは、「太平御覧」の皇王部によって類推できるのである。

「太平御覧」の皇王部は四十巻にわたり、三皇から唐末哀帝までの歴代帝王を網羅して、個別にその伝記、事蹟などを略述するのであるが、年代記としての要素も乏しく、ごく史鈔にすぎなくて、歴代を一貫して眺める態度に基づいているわけでなく、むろん通史といえるものではない。しかし、諸帝王が網羅されていて、各個の記事もかなり豊富であり、王朝の興亡などが通観できるだけの体裁は整えられている。また、分裂の時代については、一方を皇王部に採って他を偏覇部に入れるという正統観がある。したがって、北魏の「科録」、梁の「通史」のあとにあらわれた類書の帝王部のこのような通史的な性格は、ここで無視できないものを含んでいるといわざるをえない。

「太平御覧」皇王部の正統は、魏晋南北朝時代についてはやや変則的に、魏、両晋、後魏、（西魏）、後周であって、蜀、呉、五胡の十五国、宋、南斉、北斉、梁、陳は、この順に、偏覇部に収められている。しかし、これは「修文殿御覧」を藍本としたために生じたものと、わたくしは思う。魏と蜀、呉との関係は、「科録」が本紀と世家に入れたのをそのまま利用したものであろう。北魏（後魏）をとり、南朝を退けたのは、むろん北斉において編纂されたからである。ただし、その北斉が偏覇部に追いやられたのは、「太平御覧」の編者の仕業によるものであって、もと

もと「修文殿御覧」は北斉、北周（後周）、陳以後を収録しえないのである。皇王部の後魏の最後に東魏孝静皇帝があるが、西魏との関係が不明確ながら、おそらくはここまでが「修文殿御覧」の踏襲であろう。

七

唐では、武徳四年（六二二）の令狐徳棻の上奏にもとづき、貞観三年から十年（六三六）にかけて、梁陳斉周隋の前代五史の編纂が行なわれた。覇業成って興隆の機に満ちた時代の大事業であり、太宗も史学に関心が深かったが、いずれも各朝の断代史であって、正史の欠を補おうとしたものである。

つづいて貞観十五年からはじめられて、顕慶元年（六五六）に高宗に上進され、のち「隋書」に附された「五代史志」も、内容では南北朝、あるいはそれ以前からの諸制度の集成であり、その沿革を述べて唐朝に至るもので、通史としての要素を大いに含んでいる。志に記される憲章制度は、鄭樵も力説したように、前代、前々代のそれを承けて成りたつもので、これを断代せずに通説することによって、古今の変を究めうるのである。まして、この南北朝の五朝は短命で、かつ相関連するところが多いから、その諸制度を別個に独立して著述することにも、困難と重複が避けられず、やむなく、しかも南北を分けないで、一括して編纂されたものである。したがって、「五代史志」は会通史としての意味を備えているものであるが、本来、五代史に欠けた志を一括して補ったもので、これが独立することなく、「隋書」の一部に編入されたように、とくにその目的をもっていたとは認めがたい。

李延寿の「南史」八十巻、「北史」百巻にしても、梁の「通史」とともに両唐志が都史、あるいは集史とするように、南北の各四朝を通じていて、たとえば貴族社会の家に関する列伝の構成などに、会通史としての性格が認められ

る。この両史がでてから、南北朝の歴朝史が行なわれなくなり、「魏書」、「北斉書」などは一部が散佚さえしたといわれるが、歴代を通じて諸制度がほぼ継承され、貴族社会は王朝の交替とかかわりなく維持され、士大夫は二朝に仕え、列伝に名を連ねるほとんどの人物が生卒の王朝を異にすれば、唐代の読者には、短命の王朝の断代史は煩雑以外のなにものでもないから、それは当然であろう。南北で島夷索虜と軽侮しあい、記述に公平を欠きさえしたのに、南北両朝にはつねに国際関係が存続していたし、唐朝では双方の子孫が共存もしている。すなわち、偶然ながらも「五代史志」にもみられるように、時代は会通史を要求してきていたのである。そして、李延寿の父の李大師は、すでにこのことに気づいていた。「北史」巻百の序伝に、

大師少有著述之志、常以宋斉梁陳斉周隋南北分隔、南書謂北為索虜、北書指南為島夷、及各以其本国、周悉書別国、並不能備、亦往往失実、常欲改正、将擬呉越春秋、編年以備南北。

とあり、あるいは南北を包括した南北朝通史の構想さえ抱いたかのごとくである。

この父の未完の事業を引きついだのが李延寿であるが、「五代史志」の撰にも加わったかれには、父ほどに通史の意識がないようである。その「南北史」は、旧史の南北の対立による弊はいささか取りのぞかれ、各史に分散していた一族の伝が統合されて、読者の便は大いにはかられたものの、当時の修史の傾向、史書の形式として無理からぬことながら、いわばそれぞれ四朝の旧史を要約し、調整したにすぎず、たとえばあらたに史料を綜合し、各史に重複する政治、制度などの記事を、一ケ所に纒めて一貫して敍述するがごとき、編纂の方法、記事の内容にとくに会通史の意図はほとんどみられないのである。

いずれにせよ、三国につづく南北朝という時代を経過しながら、唐初においては、史家の側に通史にたいする関心

は強くない。また、この盛唐の時代には、経書にしても詩文、類書にしても、過去の全業績を集大成する事業が盛んであったが、唐が北朝の系統を引いて、正統論のうえで微妙な立場にあるとはいえ、古今の通史を撰してそこに大唐帝国を位置づけようとする意識は、べつに認められないのである。

八

この「五代史志」の一つ「隋書」経籍志において、史部の独立がようやく明確になったわけであるが、それだけに、以上に列挙してきたような通史の類は、史部十三類のうちに単独で扱われるにはいたらない。隋志の正史類は、「史記」以下六十七部三千八十三巻（通計亡書合八〇部四〇三〇巻）を収録するが、「史記」とこれを継ぐものを正史としているから、ほとんどが紀伝体の断代史である。そして通史はごく例外的に、晋の譙周の「古史考」二十五巻と梁の武帝の「通史」四百八十巻が著録されるのである。古史類には「前後漢紀」以下編年体史が多く、その大半が両唐志では編年類に編入されている。孔舒元の「漢魏春秋」九巻とともに、前述の習鑿歯の「漢晋陽秋」（漢晋春秋）がここに属する。雑史類七十二部九百十七巻（通計亡書合七三部九三九巻）は、

自後漢已来、学者多鈔撮旧史、自為一書。或起自人皇、或断之近代、亦各其志、而体制不経。又有委巷之説、迂怪妄誕、真虚莫測。然其大抵皆帝王之事。通人君子、必博采広覧、以酌其要。故備而存之、謂之雑史。

というように、文字どおり雑史を集めているが、「史要」、「洞紀」、「帝王世紀」などの史鈔風の通史もここに収められる。初唐には通史の観念の乏しかったことが、これらの分類にもうかがわれよう。

このような通史を歴史叙述の一形式として独立させたのは、断代史を主張する劉知幾である。「史通」には景龍四

年（七一〇）の序があるが、その冒頭において（巻一・六家第一）史体を尚書家（記言体）、春秋家（記事体）、左伝家（編年体）、国語家（国別家）、史記家（通史紀伝体）、漢書家（断代紀伝体）の六家に分けたうちの第五に、紀伝体の通史のみを一家としたもので、「史記」、「通史」、「科録」、「南史」、「北史」の五書が例示されている。すなわち、いわゆる紀伝体の正史を通史と断代史とに区分したのである。しかし、ここでは、この史体が地域的にも時代的にも広範囲に扱うために生ずる欠点を指摘するだけで、その意義や目的を提示するところはない。しかも、「尚書」、「春秋」、「国語」の三家とともに、時世の推移にともなってこの体は久しく廃せられたといい、「左伝」と「漢書」、すなわち編年体と断代紀伝体のみが受継がれて行くとしている。

貞観以後の修史の関心は、国史、すなわち実録の編纂に移り、私撰の雑史も夥しい数に及んだが、なおすぐれた通史を生むにはいたらなかった。しかし、九世紀に入るとともに、長篇の「高氏小史」、「劉氏洞史」、「統史」が成立してかなり重んぜられたようである。

「高氏小史」は、新唐志によると、百二十巻、元和中（八〇六―八二〇）高峻の撰で、はじめ六十巻であったものを、その子の迥釐が増補したという。「日本国見在書目」は、五十巻として、五帝より起りて唐初に訖るといい、「玉海」（巻四七）の引く「中興館閣書目」には、『天地未だ分れざるより唐の文宗に至る、凡そ十三代、十例に分つ』とあり、『司馬遷の史より陳隋書に至り、附するに唐実録を以てして、其の要を纂す』と注されている。やはり亡佚したが、紀伝体の通史と思われ、「魏書」の補綴に利用されたことは前述したごとくであり、「資治通鑑考異」などに佚文がみえる。

「劉氏洞史」は、新唐志に、十二巻、忠州刺史劉晏の曾孫の劉権の撰と著録される。劉晏は粛宗、代宗朝に宰相に

のぼり、建中元年（七八〇）事に坐して六十五才で歿し（旧唐書巻一二三・新唐書巻一四九劉晏伝）、曾孫の権の名も宰相世系表（新唐書巻七一上曹州南華劉氏）に平輿令としてみえるから、九世紀なかばすぎに活躍したのであろう。「洞史」も、先の韋昭の「洞紀」のように、その名称から通史と考えられるが、不詳である。

新唐志にみえる大中の太子詹事の姚康復の「統史」三百巻は、さらに「唐会要」巻三十六によれば、大中五年（八五一）十一月に上進されたもので、その内容については、

通史、自開闢至隋末、編年、纂帝王美政善事、詔令可利于時者、必載于時政、塩鉄筦権、和糴賑貸、銭陌、兵数虚実、貯糧、用兵利害、辺事戎狄、無不備載、下至釈道焼煉、妄求無験、皆敘之矣。

との注がある。これによれば単なる帝王の年代記でなく、社会経済史をも総合した通史のごとくである。しかし、これらの記事を収めて編年体というのは理解しがたく、とくに『塩鉄筦権』以下がどのように編年史のなかに組込まれたのであろうか。項目の分類はともかく、実際の内容は旧来の紀と志の関係に近いものと想像される。「帝王世紀」、「通史」からどれほどの進歩があるか理解しがたいにしても、少くとも史鈔の域をでた通史が、中唐以後、ようやくあいついで出現する気運が生じたことを認めねばなるまい。

社佑の「通典」二百巻は、これらにわずかに先立って、八、九世紀の交に成立し、上進されたから、この影響も無視できないであろう。杜佑は楊炎のもとで両税法の実施等に努力をかたむけ、しかるのち三十余年をかけて、食貨、選挙、職官、礼、楽、兵、刑、州郡、辺防の九典について、上古から唐の天宝（七四二―七五二）年間にいたる沿革を述べて、古今の変をきわめようとした。その後、三代の宰相を勤めたが、これら礼制の沿革がその実際に連っているところに意義があり、「通典」は当時から高く評価されたという。「通典」は新唐志に子録類書類に著録され、なお史

書としての観念は薄かった。それは紀伝体を正史とする立場から当然であるが、通史として「南北史」とは大いに性格を異にし、はるかに進歩を遂げたのは、王朝史という抱束を脱したからにほかならない。

さて、「旧唐書」経籍志は、正史類の最後に梁の「通史」六百二巻、李延寿の「南史」八十巻、「北史」百巻を都史三家と総称し、「新唐書」藝文志は、「通史」、「南北史」にこの「高氏小史」、「劉氏洞史」、「統史」を合わせて、集史五家と呼んでいる。都史、集史の語義が数代にわたる歴史の集合という程度の意味で、会通史の意味をどれほど含むものか疑問であるが、五代、宋初にいたって、これらの諸史がもはや雑史以上の内容をもち、しかも、「史記」以後の正史は断代史であるという枠の外に出たことを示す。それは、断代史にたいする通史の存在が、目録学上においても無視できないところにきたことのあらわれとみるべきであろう。

両唐志の史部の分類は、ほとんど隋志と変らないが、古史類がなくなって編年類が設けられ、正史、古史類から編年体史がこれに編入されたことが、さらに一つの特徴といえる。そして、新唐志には、その編年類の末尾に、柳芳の「唐曆」など唐代の年代記七部とともに、『李仁実通曆七巻、馬聰通曆十巻、王氏五位図王起、広五運図、苗台符古今通要四巻、賈欽文古今年代曆一巻、曹圭五運録十二巻、張敦素建元曆二巻、劉軻帝王曆数謂一巻、封演古今年号録一巻、韋美嘉号録一巻、柳璨正閏位曆三巻、李匡文両漢至唐年紀一巻』が附加されている。これに雑史類の虞世南「帝王略論」五巻、「帝系譜」一巻などを加えて、ごく簡便な史鈔風の通史、とくに帝王の紀伝風のもの、それに年表、曆、系図類が著しく出現したことである。新唐志は無定見に亡佚書や雑書をも著録したといわれるが、あらたにこれらの需要が増大したことも事実であり、初唐において「帝王世紀」などが求められた理由が、時代の下降とともにより簡易にと変化を生じたのであろう。

それはわが国においてはいっそうのことで、「日本国見在書目」には、前述のように雑史家に「帝王世紀」、「(高氏)小史」も著録されているが、つづいて『世代年号要暦一巻傅楢撰、帝王年代暦十巻釈霊実撰、〃〃〃〃譜一巻張武撰、〃〃〃暦八巻、帝王世暦二巻、年号一巻、年号私記一巻、通暦十巻馬聰撰』とみえる。新唐志と出入はあるが、ほぼ似た傾向を示すものであって、しかし、便利であること以上には価値をもたないために、これらもほとんど散佚している。ただ、釈霊実の「帝王年代暦」のごときは、「弘決外典鈔」、穂久邇文庫蔵の鎌倉時代書写の「五行大義」の裏書などに佚文がみえ、実際に幅広く利用されたことをものがたる。釈玄暢の「帝王年代暦」一巻は、「見在書目」にはみえないが、智証大師円珍が将来したことが明らかであり(日本国求法僧円珍目録、日本国上都比叡山延暦寺比丘円珍入唐求法総目録)、慶應義塾図書館蔵の室町時代前期書写の「仏法和漢年代暦」[5]に、『皇唐十四葉太和八年歳次甲寅京西明寺釈玄暢纂』の注記とともに引用文があり、その漢の部の編纂の典拠とされたのである。

「宋高僧伝」巻十七の玄暢伝には、この書を「歴代帝王録」と称するが、その撰述の動機に触れて、武宗の会昌の廃仏に際して上表論諫するために行なったという。山崎宏博士は、これが「三宝五運図」三巻の一部の別録のごとくであり、隋の費長房の「歴代三宝記」巻一―三帝年部に極似したであろうと推察されるが[6]、隋唐以来、仏教関係から年代暦、年表がさかんに著される傾向も生じたことである。

九

「資治通鑑」二百九十四巻は、周王による韓、魏、趙の承認をもって戦国時代の開始とし(前四〇三)、ここに筆を起したために、「春秋」には直接は繋がらないが、あくまでもその継続を目的として左伝の体をとった、五代の末ま

で実に千三百六十二年に及ぶ編年体の通史であって、そのゆえに「通志」、ないしは「通鑑」と称される。司馬光は、みずからこの書の編纂に全精力を傾けたといい、二十年に近い歳月をかけ、正史のほかに三百二十二家の雑史諸書を用いて、史料の取捨撰択、考証要約に慎重をきわめ、二棟の庫に充ちるほどの草稿にもとづいて成った、と伝えられる。そして、成立以来この書は高い評価をあたえられ、中国、朝鮮、日本を通じてすこぶる利用されるにいたった。

「資治通鑑」の成立は北宋の神宗の元豊七年（一〇八四）であって、「太平御覧」等の宋初の一連の文化事業とやや時期を隔てるが、中央集権の強化を背景に、「春秋」を継いで戦国以来の歴代王朝を一貫して編年体史とし、司馬光の儒教的な歴史観によって記述し、分裂期の正統をただし、宋王朝の位置を明らかにしたものといえる。この通史勅撰の意義はここにあり、また、従来の通史一般と異って、歴代の旧史の記事をただ纒めるのでなく、三百余種の史料を駆使し、「資治通鑑考異」にみられるように、問題はあるにしても厳密な史料批判を行なって、千三百余年の諸歴史事象の繫年という難事をやってのけ、形式の整った編年体史を完成した功績も特筆さるべきである。

「資治通鑑」は編年体という形式から、治乱興亡の迹、すなわち政治史の推移を特定の史観にもとづいて論述することが主となった。しかし、あらゆる事象を年月の順に掲げる以上、一つの事件だけを連続して記述することはできないから、のちに「通鑑紀事本末」の出現が求められる。まして社会、経済、制度、文化のごとき、連続的でしかも繫年の困難な事象については、収録の機会も量も少ないし、古今の変を通じがたいのである。たしかに、胡三省が、

通鑑不特紀治乱之迹而已、至於礼楽暦数天文地理、尤致其詳。読者如飲河之鼠、各充其量而已。（資治通鑑唐紀注）

と指摘したような要素もあるが、これらの分野についても努めて記述するよう慮り、その発展の過程を編年体のなか

に巧みに組入れて説明していることは、大いに認めねばならない。

しかし、「資治通鑑」はあくまでも資治通鑑、すなわち帝王学の書であり、為政者の政治学の書であって、そのような制約は承知のうえで、あえて編年体を有利としたものであろう。それは、紀伝体に較べて、本紀よりなお事件の説明に詳しく、毀誉褒貶を容易にし、もって大義名分を明らかにしうるし、列伝を省いて個性を没却できるからである。これを通史の発達の立場からみても、この時期にいたって、はじめて本格的な通史が、編年体の形式をとって成立したことで、また格別な意味をもつのである。

十

「資治通鑑」の完成から半世紀ほどして、南宋の紹興年間（一一三一―一一六二）に、鄭樵が「通志」二百巻を著し、会通史を主張した。それは要するに、上古からの全代を対象とすること、詩書以来の諸資料を綜合して一貫して公平に述べること、礼制は常に前代のものを受けて成り、後代に影響するものであるから、この相因の義を明らかにすることであろう。そのために紀伝体をとり、本紀は三皇紀にはじまって隋までを扱い、三国や南北朝は、魏蜀呉、また南北の順ながら、ほぼ平等に併記し、さらに天下の大学術を総合して二十略を設け、百代の憲章の発展の説明に大いに意を用いたのである。

通志の紀伝は、「史記」の博雅の足らざるをいい、断代の「漢書」を貶すほどにはすぐれておらず、むしろ疎略であると非難されてきているが、旧史の文章を損益したもので、「唐書」「五代史」は本朝の大臣の撰修であるから隋にとどめた、とはみずからいうところであり、たしかに、通史としての立場から、王朝の対立、または交代に伴なう叙

述の不公平、不均衡を訂したにすぎない。しかし、二十略は、文章も旧文を用いずみずから書きおろし、略目についても十五略は創意にもとずくと自負しているわけで、その構成、内容が独創性に富み、礼楽政刑の発展をあとづけて、総序に主張した会通の義を主としてここに明らかにしたことは、ひろく容認されているところである。そして、「通典」が疑いなく政書類に分類されるのにたいして、「通志」はあくまで紀伝体の史書であって、紀伝百四十五巻を有し、そのうえで二十略五十一巻（他に年譜四巻）を設けるという構成が、通史としての意味をものがたっている。

さて、その「通志」藝文略の史類の分類で通史はどう扱われているかが問題であるが、「史記」を重んじ、みずから紀伝体をとったように、通史は正史紀伝体という基本的な考えは変っていない。すなわち、第一の正史の部は「史記」から唐まで項目を立て、漢以後は各代ごとに断代史を収録するのであるが、その末尾に通史という項があって、つぎの二十二部千七百五十二巻が著録されている。

通史六百二巻梁武帝撰　起三皇訖梁
南史八十巻李延寿撰
高氏小史一百二十巻高峻撰
史雋十巻唐鄭瑥撰　紀南北朝事
令史二十巻蕭廩撰　（合史）
五代史一百五十巻宋朝薛居正等撰
五代史纂誤五巻呉縝撰
十三代史選五十巻蝕史記前後漢三国志晋宋斉梁陳後魏北斉後周隋十三家史
古史考二十五巻晋義陽亭侯譙周撰
北史一百巻李延寿撰
劉氏洞史二十巻劉榷乃晏曾孫
統史三百巻姚康復撰
古史六十巻宋朝蘇轍撰
五代史記七十五巻欧陽脩撰
五代志三十巻
正史削繁十四巻阮孝緒撰

史要二十八巻王延秀撰　　続史雋二十巻張伯玉撰
史通二十巻唐劉知幾撰　　史通析微十巻唐李璨撰
正史雑論十巻偽蜀陽九齢撰　　史列三巻唐劉餗撰

この二十二部を検討してみると、「十三代史選」など諸藝文志にみえないものも二、三あり、亡佚して内容を正確に摑めないものも少くないが、およそ三つの傾向が窺われる。一は正史紀伝体であって、旧新唐志の都史、集史に収められたもののほかに「旧新五代史」があり、それに「古史考」（隋志正史、唐志雑史）、「古史」（宋志・四庫全書別史）もこれに近いのであろう。(7) 二は形式・内容がこれに準ずるのであろうが、隋、両唐志では雑史類に属したもので、「史雋」（宋志史鈔）、「合史」、「正史削繁」、「史要」などである。三は「史通」のごとき綜合的な史論の書で、新唐志、宋志とも集部総集類の文史に属せしめている。なお、「隋書」志部の「五代史志」三十巻が単独で挙げられているのも、略を重んじた「通志」とて注目すべきである。

つづいて編年の部も各代ごとに分たれているが、正史の部では通史に入った五代がここでは独立し、その次に運歴と記録の項があって、前者には、唐代以来急増したことを指摘した運歴関係五十一部百四十八巻があり、紀録には、皇甫謐の「帝王世紀」以下、韋昭の「洞歴」、吉文甫の「十五代略」、そして「資治通鑑」等、従来の雑史、編年に属するもののうちの通史類四十一部千九十巻を集めている。

これらがすべて編年体であるかは疑わしいが、いわゆる古今を通じて論じた史であることはまちがいない。孔舒元の「漢魏春秋」九巻、習鑿歯の「漢晋陽秋」五十四巻、賈匪之の「漢魏晋帝要紀」三巻など二、三代のものは、すでに断代の方に収められてさえいる。したがって、これらは紀伝体でないために、正史の部の通史には編入できなかっ

たが、通史に準ずるものとして、特に一括していることは明らかである。しかし、通史は原則的にあくまでも紀伝体であるべきであって、あるいはむしろ紀志体というべきものであって、旧来の雑史の大半は、形式はそれに近く、内容は利用に便利であっても、また編年体は「資治通鑑」といえども、会通の旨を備うるにはいたっていないというのが、鄭樵の考えのようである。「五代史志」はむろん紀伝を欠き、「史通」など史学史の書もその形式を備えているはずがないが、王朝史絶対を退け、すくなくとも治乱興亡の迹をのみ叙述することを目的としないで、会通史をとる立場が、ここにもかなり明瞭にあらわれていよう。

十一

高似孫の「史略」には宝慶元年（一二二五）の自序があり、史書をおもにその名称で分類しているが、通史の項も立てられていて、梁武帝「通史」、李延寿「南史」、「北史」、高峻「小史」、姚康復「統史」、蕭肅「合史」、蘇轍「古史」に、「資治通鑑」、「資治通鑑挙要曆」八十巻、「資治通鑑外紀」十巻の十部がそこに著録される。「資治通鑑」が正式に通史と目されたのは、これが最初であろうと思われる。

これにたいし、さらに一世紀遅れる馬端臨の「文献通考」の経籍考では、分類が四庫全書に近くなって、正史の範囲も厳格となり、むろん通史の項は立てず、「資治通鑑」は編年に、「東観漢紀」、「高氏小史」は雑史に繰入れられているが、その自序において、鄭樵につづいて会通史を唱え、「資治通鑑」の通史としての価値を認めて、あらたな通史観を提示している。

すなわち、「史記」は紀伝において理乱興衰を述べ、八書では典章経制を述べたのであるが、班固が断代史をもっ

て史としてから、会通因仍の道が絶えた、「資治通鑑」は千三百余年の事跡を述べて、古今を通じているものの、理乱興衰に詳しくて、典章経制において略である、その前者は相因らないもので、当該の一代の始終をもって足り、後者は相因るもので、その損益は百世にしてようやく知るべきなのである、と。そこで、杜祐の「通典」が歴代の因革の故を明らかにしたのを承けて、あらたに唐の天宝以後を含めて「文献通考」を著したものであって、鄭樵の所論をより具体的に述べたものではある。しかし、愛宕松男氏は、ここに、因仍せざる、すなわち非連続たる断代史をも、鄭樵のようには否定しないで、会通史とならび容認し、「資治通鑑」を治乱興衰の通史として、非連続の連続として認めていることを看取し、馬端臨の史論には、歴史における個別への考慮がなされ、その一回性の認識が認められる、と説かれる。そして連続と非連続とを統合し、会通史と断代史との対立を克服したものとして、馬端臨を高く評価されるのである。

以上のごとき宋代にいたる通史の展開については、章学誠（一七三八―一八〇一）も「文史通義」内篇に釈通の章を設けて略述し、さらに通史の得失をも論じている。章学誠は、修史という意味では記注を退け、撰述を重んじたから、「史記」は紀伝体を創始し、古今を通ずるものとして、「通史」は衆史を包羅するものとして、「通志」は古今の学術を総合したものとして、「通典」は前史の書志を統合し、よく経制を明らかにしたものとして、あるいは「資治通鑑」は編年体を創始し、従来の編年史を総括したものとして、それぞれに通史を評価し、通史の六便二長三弊についても、整理に要を得て傾聴すべきであるが、基本的には鄭樵の史論を継承する立場にある。鄭樵のあと、袁枢（一一三一―一二〇五）の「通鑑紀事本末」をはじめとして、通史にあらたな傾向が加えられもしたが、通史意識の展開は、

十八世紀後半の章学誠を経て、近代歴史学が伝えられるまで、この傾向の上に行われたと考えられよう。

註

（1）本稿は全篇にわたって、つぎの諸論考に負うところが大きい。

内藤虎次郎・支那史学史（一九四九年・弘文堂）

金毓黻・中国史学史（一九四一年・商務印書館）

岡崎文夫・支那史学思想の発達（岩波講座東洋思潮・一九三四年）

宮川尚志・六朝時代の史学（東洋史研究五―六・一九四〇年）

小林昇・六朝時代の史学（東洋思想研究第五・一九五三年）

愛宕松男・会通史と断代史――中国史学に於ける連続と非連続の問題――（歴史第三輯・一九五一年）

内藤戊申・断代史について（石浜先生古稀記念東洋学論叢・一九五八年）

内藤戊申・鄭樵の史論に就いて（東洋史研究二―一・一九三六年）

張須・通鑑学（一九四八年・開明書店）

（2）文献目録を通して見た六朝の歴史意識（東洋史研究一八―一・一九五九年）。

（3）魏書巻十五昭成子孫列伝常山王遵伝附。しかしこの巻は宋代までに亡佚し、他書をもって補われた。次に本文に述べるように、科録の記事の下限を晋宋とし、遵の卒年を神亀元年とするなど、北史と異るところがある。

（4）史通に済陰王暉業とあるのが誤りであることは、浦起龍が史通通釈で指摘したとおりである。

（5）牧田諦亮氏の翻刻がある。仏法和漢年代暦について（南都仏教二一号・一九六八年）。

（6）「僧史略」小察（岩井博士古稀記念典籍論集・一九六三年、隋唐仏教史の研究 所収）。

（7）古史考には清の章宗源の輯本一巻がある。古史は明刊本、掃葉山房刊本があって、七本紀、十六世家、三十七列伝から成り、伏犠神農から秦始皇までを収める。